

地域包括支援センターだより第64号

令和8年9月発行

認知症になっても、 自分らしく暮らせるまちへ

～新しい認知症観を、地域みんなで～

「認知症になったら何もできなくなる」という考え方ではなく、
認知症になってからも、一人ひとりが希望や生きがいを持って、
自分らしく暮らしていくことができる、という考え方です。
大切なのは、支え合い、安心して暮らせる地域をつくることです。



気軽に参加・相談できる場があります

認知症カフェ

認知症の方やご家族、地域の方、
専門職などが集い、
お茶を飲みながら
気軽に交流できる場です。



にこカフェ ひだまりカフェ オレンジカフェ

日程は広報をご確認ください。

物忘れ相談（個別相談）

「もの忘れが気になる…」という方や
ご家族の相談に、専門職が
個別に対応します。

相談は無料・予約制です。
奇数月の
第2火曜日に
開催しています



加美町包括支援センター

早めの相談が
とても大切です



早めに相談することで、本人に合った
支援やサービスにつながり、本人も
家族も安心して、これからの暮らしを
考えることができます。
お気軽にご相談ください。

☎ 0229-63-3600

相談時間

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
8：30～17：15



*裏面もご覧ください。（成年後見制度について）

成年後見制度をご存知ですか？



成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、安心して生活できるよう支援する制度です。

制度の内容

1 法定後見制度

判断能力が十分でなくなった後に、家庭裁判所が選んだ後見人などが、本人を支援する制度です。

対象となる方

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分になった方

2 任意後見制度

判断能力があるうちに、将来に備えて自分で後見人を選び、契約しておく制度です。

対象となる方

将来、判断能力が不十分になることに不安があり、あらかじめ備えたい方

支援してくれること



財産の管理

預貯金や不動産などの財産を適切に管理します。



契約の管理

福祉サービスの契約や生活に必要な契約をサポートします。



生活の支援

日常生活に必要な支援を行い、安心した生活をサポートします。



権利の擁護

悪質な契約や不利益な取引から本人の権利を守ります。

申請の流れ

1	相談	地域包括支援センターや専門機関に相談します。
2	申立ての準備	必要な書類をそろえ、申立ての準備をします。
3	家庭裁判所へ申立て	申立書類を家庭裁判所に提出します。
4	審理・調査	家庭裁判所が本人の状況を調査・確認します。
5	後見人の選任	家庭裁判所が後見人などを選任します。
6	制度の利用開始	後見人が本人を支援し、安心した生活をサポートします。



地域包括支援センター ☎ 0229-63-3600

制度のご相談や詳細については、お気軽にお問い合わせください。